

2024 年 7 月 31 日

顧客資産の分別管理に関する法令遵守の監査について

四国アライアンス証券株式会社は、顧客資産の分別管理に係る法令遵守について、日本公認会計士協会の定める保証業務実務指針 3802「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠した保証業務を、有限責任あずさ監査法人へ依頼しております。

当社は、この保証業務について、「分別管理の法令遵守に関する経営者報告書」において当社の主張した内容が、全ての重要な点において法令および規則に準拠して記載されたものと認める旨の保証報告書を、同法人より受領しております。

（別途、上記「保証報告書」および「経営者報告書」の写しを、当社ホームページ“会社情報 > IR 情報”において掲載・公表しております。）